官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔その他告示〕
○空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針を変更する件（総務・国土交通一）　一
○紛失又は焼失の届出により失効した旅券の告示（外務二七六）　九
○建築基準法第七十七条の二十一第三項の規定に基づき、平成十一年建設省告示第千二百八十七号の一部を改正する件（国土交通一一〇九）　二六
○航空保安無線施設の変更に係る告示について（同一一一〇）　三三
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三三
地方公共団体
教育職員免許状失効関係　三七
会社その他
会社決算公告　三七

その他告示

○総務省・国土交通省告示第一号

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十七号）第六条第一項の規定に基づき、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針（平成二十七年総務省・国土交通省告示第一号）の一部を次のように変更したので、同条第四項の規定に基づき公表する。

令和八年九月三日

総務大臣　林　芳正
国土交通大臣　金子　恭之